

特記仕様書【共通編】

砂道町ほか下水管布設実施設計業務（８－１）

1. 本仕様書は、「下水道業務委託一般仕様書（公告日時点で公表されている最新版）」（以下、一般仕様書という。）に定める特記仕様とし、本仕様書に記載されていない事項は一般仕様書による。
2. 本業務の積算上の条件については別紙「積算上の条件について」によるものとする。なお、別紙「積算上の条件について」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約上拘束力を生じるものではない。
3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。
4. 本業務において受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。なお受注者は、上記保険の証券等（契約内容が分かるもの）の写しを、監督員に提出すること。
5. 本業務で、履行期間内の工事発注がある場合、監督員と協議のうえ、設計図面及び数量計算書等の部分使用または部分引渡しを求めることがある。
6. 業務内容によっては、本市で作業をする場合があるので監督員の指示に従うこと。

7. 契約締結後、すぐに業務が執行できるよう、設計及び測量体制等を整えておくこと。
8. 本業務において計上している各工種は、業務状況によって実施しない場合がある。その場合は変更設計の対象とする。
9. 本業務において、他業務とのデータのやりとりが必要な場合があるが、トラブルが無いよう監督員の指示に従うこと。
10. 本業務は、業務関係書類の受け渡しに情報共有システムを活用する事を指定した「発注者指定型」である。原則、「業務打合せ簿」「月報(履行報告書)」においては情報共有システムを活用すること。情報共有システムの活用については、「堺市上下水道局工事及び業務の情報共有システム活用要領」に基づくものとする。
※「堺市上下水道局工事及び業務の情報共有システム活用要領」掲載箇所:堺市上下水道局ホームページ
11. 本業務は、受注者が希望した場合に「堺市上下水道局電子納品運用指針」に基づき、電子納品する事ができる。
12. 本業務において、設計図面を作成する場合は、家屋名（建物名）有りとしの両方を作成すること。
13. その他の業務内容については、下水道業務委託一般仕様書を熟読した上でこれに従い不明な点があれば監督員と協議し、その指示に従うこと。また、本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合は、監督員と協議を行い、指示に従わなければならない。
14. 本業務は、建設業界の働き方改革を推進し、休日の取得・長時間労働の改善に向け、下記ウィークリースタンス実施項目に取り組むものである。取り組み内容については初回打合せにおいて受発注者間で確認、調整のうえ詳細な内容を実施項目より設定し「ウィークリースタンス推進チェックシート」を提出する事とする。

【実施項目】

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等依頼をしない
- (4) 昼休みや午後5時以降の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- (6) 打合せは Web 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、業務の内容や特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関との協議による休日又は夜間作業等により、取り組みが実施出来ない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で協議のうえ、決定する。

※「ウィークリースタンス推進チェックシート」の掲載箇所：堺市上下水道局ホームページ

15. 本業務において、一般仕様書に記載されている管理技術者および照査技術者の下水道法施行令第15条に定められている資格は、別表に定める者とする。
16. 受注者は、貸与データの受け渡しに用いる電磁的記録媒体（USBメモリ、外付けハードディスク等）を用意すること。なお、電磁的記録媒体はセキュリティ機能を有する、容量512GB以上のものとする。また、未使用品でない電磁的記録媒体を使用する場合は、電磁的記録媒体に保存されているデータを完全に消去し、ウイルスチェック等を行ったうえで、ウイルスチェック作業を行った証明書を提出すること。さらに貸与データについては必要がなくなった場合は速やかに消去すること。
17. 本業務において、必要に応じ複数班体制で業務を実施し、履行期間内に必ず業務を完了すること。
18. 本業務における打合せ協議については、第1回打合せと成果品納入時の各1回及び、中間打合せ3回以上とする。

特記仕様書

砂道町ほか下水管布設実施設計業務（８－１）

1. 本業務では、以下のことについて、調査、確認を行うこと。
 - ① 国道、府道、市道、私道、水路、河川敷、浸水区域の調査及び資料作成。（なお、国道、府道、市道、私道、水路、河川敷については、既明示等の調査を行い、確定図副本の交付申請を行うこと。）
 - ② 現地調査において明示杭がある場合は、図面にプロットし、位置関係（杭間距離・幅員等）の調査、測量、整理すること。（私道については法施工前道路・位置指定道路の確認を行い監督員に報告すること。）
2. 敷地面積の広い所及び工場・マンション等で柵調査の必要な所については、監督員の指示により調査を行うこと。
3. 地下埋設物の机上調査を行うと共に、試験掘・地中探査の位置の選定を行い、それらの結果も合わせて埋設状況を把握すること。その上で、監督員と十分な協議を行い設計ルート、工法等総合的に判断していくこと。
4. 本設計路線のルート検討の際、問題点を抽出し、下記の事項について報告書を提出すること。
 - ① 問題点の箇所図
 - ② 問題点の内容
 - ③ 問題点の解決方法上記①～③に大別し、略図、検討事項、解決法等順序よくまとめ、監督員と詳細にわたり協議すること。
5. 本業務の設計計画に際して、人孔の位置や管きょ法線の変化点等を現地で確認できるようにすること。
6. 本業務における開削工法の数量計算（管布設、土工）については、当課所有の下水道数量計算システムにて行うものとする。それ以外の工法等については、監督員の指示する形式にて提出すること。
7. 本業務における計画管路区間において、机上調査や現場踏査で判明した支障物件等の台帳が正確なのか現場確認を行い、設計図書に反映し、設計計画を立てること。

積算上の条件について

1. 主な積算基準書

本工事に適用している主な積算基準書は、以下のとおりである。

令和7年度下水道用設計標準歩掛表（公益社団法人日本下水道協会）

令和7年度国土交通省土木工事標準積算基準書

令和7年度建設工事積算基準（大阪府都市整備部）

令和7年度建設工事積算基準（堺市建設局）

令和7年度建設工事積算基準【別冊】（堺市建設局）

令和7年度下水道設計指針【工事編】（大阪府都市整備部下水道室）

令和7年度水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）

令和7年度設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書（参考資料）（一般財団法人 経済調査会）

公共建築工事積算基準 令和7年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修）

全国標準積算資料 土質調査・地質調査 令和7年度改訂歩掛版（一般社団法人 全国地質調査業協会連合会）

2. 適用単価

適用単価は次表のとおりである。

単 価 種 別	運用する単価		備 考
公共工事設計労務単価	令和8年3月の労務単価		「国土交通省単価」「大阪府単価」
設計業務委託等技術者単価	令和8年3月の技術者単価		「国土交通省単価」「大阪府単価」
物価資料単価	公告月の2か月前の物価資料単価 (例)公告月が9月ならば7月版		「Web建設物価（一般財団法人 建設物価調査会）」 又は「積算資料電子版（一般財団法人 経済調査会）」
市場単価 土木工事標準単価	公告月	市場単価・土木工事標準単価の適用月	「季刊土木及び建築コスト情報((一財)建設物価調査会)」又は「季刊土木及び建築施工単価(一財)経済調査会」
	3月・4月・5月	冬号(1月号)	
	6月・7月・8月	春号(4月号)	
	9月・10月・11月	夏号(7月号)	

	12月・1月・2月	秋号(10月号)	
施工パッケージ型積算方式標準単価表	施工パッケージ型積算方式標準単価表(令和7年4月適用)		国土交通省
建設廃棄物等受入価格	令和7年度 建設廃棄物等受入価格 (下半期 R08.2.1適用)		大阪府都市整備部
建設廃棄物(廃路盤材等)受入価格	令和8年度建設廃棄物(廃路盤材)受入価格 (R8.4.1適用)		大阪府都市整備部
資材調査単価	令和8年度資材調査単価[公共事業建設資材価格調査]【一般土木編】		大阪府都市整備部
	令和7年度測量地質調査関係単価		堺市建設局
建設機械等損料	令和7年度版建設機械等損料表		(一社)日本建設機械施工協会
機械器具等基礎価格	2025年度版推進工事用機械器具等基礎価格表		「(一財)建設物価調査会」 又は「(一財)経済調査会」

※施工パッケージ型積算方式にて作成した代価表の使用機械については、現場における使用を指定したのではなく、任意で現場状況に適した機械を使用すること。また、その場合設計変更は行わないものとする。

※市場単価の加算率・補正係数については、加算率・補正係数の基準に従って積算すること。

※代価表中の加算率および補正係数は項目としては表示されているが、加算率および補正係数が0(無し)の場合がある。

※改良土、砕石、投棄料(建設発生土・廃プラスチック類)、夜間コンクリート価格は「上下水道資材等価格表」に記載の価格を採用している。(適用は公告月での最新版のものとする)掲載：堺市上下水道局ホームページ

※廃プラスチック類運搬費は近畿運輸局の距離制運賃表(令和6年3月告示)に記載の価格を採用している。

※材工共の市場単価で設置手間を算出する場合は、材工共の単価から材料費(上記表の物価資料単価の安価な方)を差し引いて算出するものとする。

※土木工事市場単価、土木工事標準単価を計上している場合、適用条件、補正係数などについては「1. 主な積算基準書」に記載の国土交通省土木工事標準積算基準書を適用している。

3. 市場単価について

本工事において「鉄筋工」および「ガス圧接工」が計上されている場合は、2.適用単価のうち市場単価欄に記載している刊行物の2026年冬号（1月号）の市場単価を採用する。

また、材料単価については、公告月の2か月前の物価資料の単価を採用している。

4. 職種の読み替えについて

金抜き設計書において労務費規格欄に括弧書きがある場合は、括弧内の職種は読み替え前の職種を示している。

5. 単価について

① 本業務において使用する単価について同等の商品がある場合、「一般財団法人 建設物価調査会」又は「一般財団法人 経済調査会」の単価を比較し、予定価格が安価となるものを採用している。

② 本業務は、準拠した積算基準の明示があり、かつ明示した積算基準に記載した経費計算に基づき予定価格を算定している。そのため、見積をもとに決定した単価がある場合は、単価を金抜き設計書に記載している。なお、単価を記載することにより、単価を決定した法人等を第三者が特定でき、かつ単価を決定した法人等から公にしないことを条件に提供された単価は非公表としている。

※金抜き設計書に記載の単価は、発注の積算内容を参考に明示したものであり、契約上の拘束力を生じるものではない。

6. 歩掛について

本業務は、準拠した積算基準の明示があり、かつ明示した積算基準に記載した経費計算に基づき予定価格を算定している。そのため、見積をもとに決定した歩掛および堺市下水道管路部が独自で作成した歩掛がある場合は、数量を金抜き設計書に記載している。

なお、歩掛を記載することにより、歩掛を決定した法人等を第三者が特定でき、かつ歩掛を決定した法人等から公にしないことを条件に提供された歩掛は非公表としている。

※代価表に記載の歩掛は、発注の積算内容を参考に明示したものであり、契約上の拘束力を生じるものではない。

7. 設計条件及び業務内容

項目	設計条件
特 殊 構 造 物	有
報 告 書 作 成 の 割 増 し	無
設 計 協 議	主任技師の計上有り
施 工 方 法 等 の 比 較 検 討	近接構造物の施工法、軌道横断の施工法
地 盤 条 件 補 正	無
工 区 数 補 正	無
そ の 他 補 正	無

8. 管路実施設計に関する代価表の直接人件費（補正費）

管路実施設計に関する代価表の直接人件費（補正費）の計算は以下のとおり。

- ・補正率は、各々の補正值を計算した総補正率の小数第4位を四捨五入する。
- ・各人工の単価と数量を乗じた金額の合計値に、総補正率を乗じて算出した金額を円止めする。

9. 環境計量測定分析費における経費計算について

環境計量測定分析費を計上している場合は、現場管理費、一般管理費の率計算の対象外とする。

10. 交通誘導警備員について

交通誘導警備員の積算上の数量は設計書に記載している。この数量には交替要員を考慮して計上している。なお、交通誘導警備員の配置に要する費用については、その他原価の率計算の対象外とする。

11. 経費を算出する際の係数について（設計委託業務、家屋調査、井戸調査等がある場合）

経費を算出する際の係数（ $\alpha / (1 - \alpha)$ など）は、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）としている。

以上

別表

下水道法 施行令第 15条	区分	要件		資格取得に必要な下水道技術に関する 実務経験年数		
	卒業・修了した学校等	卒業・修了した学科等	履修した科目等	計画設計	監督管理等	
					処理施設 ポンプ施設	排水施設
第 1 号	新制大学	土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程	下水道工学	5 (2 . 5)	2 (1)	1 (0 . 5)
	旧制大学	土木工学科又はこれらに相当する課程	—			
第 2 号	新制大学	土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程	下水道工学に関する学科目 以外の学科目	6 (3)	3 (1 . 5)	1 . 5 (1)
		電気工学科、機械工学科又はこれらに相当する課程		6 (3)	3 (1 . 5)	1 . 5 (1)
第 3 号	短期大学 高等専門学校 旧制専門学校	土木科又はこれに相当する課程	—	8 (4)	5 (2 . 5)	2 . 5 (1 . 5)
		電気科、機械科又はこれらに相当する課程		8 (4)	5 (2 . 5)	2 . 5 (1 . 5)
第 4 号	新制高等学校 新制中等教育学校 旧制中等学校	土木科又はこれに相当する課程	—	1 0 (5)	7 (3 . 5)	3 . 5 (2)
		電気科、機械科又はこれらに相当する課程		1 0 (5)	7 (3 . 5)	3 . 5 (2)
第 5 号 第 6 号	日本下水道事業団法施行令第 4 条第 1 項に定める 技術検定	第 1 種技術検定に合格した者		3 (0 . 5)	2 (0 . 5)	1 (0)
		第 2 種技術検定に合格した者		—	2 (0 . 5)	1 (0)
第 7 号	建設業法第27条による第二次検定 (一級土木施工管理技士)	土木施工管理に合格した者		—	3 (1 . 5)	1 . 5 (1)
第 8 号	技術士法による二次試験	国土交通大臣が定める技術部門に合格した者 (国土交通大臣が定める選択科目を選択した者に限る。)		0 (0)	0 (0)	0 (0)
第 9 号	上記に定める学歴等のない者	—		—	1 0 (5)	5 (2 . 5)
第 1 0 号	国土交通省令で定めるところにより、前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者					

【表記例】

7 (3 . 5)

下水道を含む関連インフラの経験を合算した全体の経験年数

全体の経験年数のうち下水道の経験年数

局地的な大雨に対する下水道施設内作業の安全確保について

(目的)

第1条 この仕様書は、下水道管渠など下水道施設が近年多発する大雨による急激な雨水流入により、流速、水位が変動する可能性のある場所であることを考慮し、下水道施設内の水量が増水した後の対応のみならず、急激な増水が発生する前に作業等を中止又は中断するなどの予防的な対応も含め、受注者が、下水道施設内での作業を安全に実施するための安全管理体制を確保することを目的としている。

受注者は、この仕様書に基づき、作業員の人命を第一に考えた適切な安全対策を検討、実施することにより、事故防止に努めること。

(用語の定義)

第2条 この仕様書で用いる用語の規定は以下のとおりとする。

(1)「下水道施設」とは、以下にあげる施設のことをいう。

- ・下水道管渠施設（人孔等の管渠と同様の作業環境にある施設を含む。）
- ・ポンプ場の沈砂池、放流渠等
- ・雨水滞水地、雨水調整池等の貯留施設

(2)「工事等」とは、以下にあげるものとし発注単位をいう。

- ・下水道施設の建設工事（更生工事を含む。）
- ・下水道施設の調査、清掃等の委託業務

(3)「作業等」とは、上記（2）での作業全般をいう。

(4)「手引き」とは、国土交通省作成の「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」（平成20年10月）をいう。なお、手引きは、国土交通省のホームページからダウンロードすることができる。

(5)「施工計画等」とは、工事等の施工に際して受注者が作成する施工計画又は業務計画等をいう。

(6)「監視人」とは、下水道施設内に作業員が入って作業を行う場合に、下水道施設内作業員及び下水道施設内の状況（水位、流速、ガス濃度等）、気象状況等を監視する技能を有する者とする。

(7)「標準中止基準」とは、局地的な大雨等において作業等を行わないとする気象状況、下水道施設内水位等の判断基準をいう。

(8)「再開基準」とは、中止等の状態にある作業等を再度行おうとする気象状況、下水道施設内水位等の判断基準をいう。

(9)「中止等」とは、局地的な大雨により、標準中止基準に該当し、作業等の開始前に当日の作業全般を中止する行為及び作業等の開始後に作業全般を中止する行為をいう。

(標準中止基準)

第3条 局地的な大雨により作業等を中止等するための「標準中止基準」は、「当該工事等箇所又は上流部に洪水又は大雨注意報・警報が発表された場合」、「当該工事等箇所又は

上流部に降雨や雷が発生している場合」とする。

（施工計画等への反映）

第4条 受注者は、工事等の施工計画等を作成するにあたって、作業等の「標準中止基準」に基づき、以下の事項について作業等の計画を立案すること。

- ・現場特性の事前把握
- ・作業員が迅速に退避するための対応
- ・日常の安全管理の徹底

（事前調査）

第5条 受注者は、設計図書を十分に検討・把握するとともに、工事等の施工場所に関する事前調査では、以下のことを十分認識して工事内容を把握することに努めるものとする。

- ・地形、気象、海象等の自然特性、交通、周辺環境等の立地条件及び下水道施設の特性
- ・降雨により急激な水量の増加が発生した場合における現場で作業中の作業員の安全確保
- ・下水道施設情報等（流域範囲、流入系統、マンホール深さ、管渠勾配、マンホールでの上下流管渠の落差、材質（滑りやすさ）、通常時の水位、降雨時の状況等）の収集
- ・施工場所の上流域のポンプ施設・工場等の大規模排水施設や下流海面の潮位、放流先の河川水位及び雨水ポンプの運転等で水位上昇の原因となる情報についても収集に努める。

（現場特性に応じた作業の中止等に係る基準の設定）

第6条 受注者は、「標準中止基準」を遵守して、現場特性に応じた作業の中止等に係る基準を定めること。

受注者は、前項の中止等に係る基準の策定にあたっては、気象情報（大雨、洪水、雷情報）の把握のみならず、降雨短時間予報・雨量データ等のリアルタイムの情報について、作業現場において速やかに取得できる気象庁の「降水ナウキャスト」の確認や自動配信システムのある気象情報サービスを監視人の携帯電話に配備等の体制を構築するとともに、当該情報を作業の中止等の判断に活用する計画を立案すること。

（現場特性に応じて作業の再開基準の設定）

第7条 受注者は、作業の再開にあたっては、以下の全てが確認されることを条件とする等の再開基準を定めること。

- ・「降水ナウキャスト」及び気象情報サービス等により当該施工箇所に雨が降っていないこと、また当該施工箇所に係る気象区域に、注意報または警報が発令されていないことが確認されること。
- ・管内の水位を計測し、事前の調査に基づく通常水位と変わらないことが確認されること。
- ・作業着手前の安全確認について、施工計画書に定める事項の全てを完了すること。

(計画立案に関する補足)

第8条 受注者は、施工計画等の作成に関して、以下の留意事項を反映させること。

- ・急激な増水が察知された場合に、下水道施設内の作業員が安全かつ迅速に避難できるよう事前に退避するルートの確認、退避時の情報伝達方法に関する事項
- ・下水管渠内から退避するルートは、上下流両方のマンホールを開放し、両方から避難できる計画とすること。
- ・下水道施設内の作業員は、外部の工事責任者及び監視人等との連絡装置を装備して、常時、連絡をとれるように計画すること。
- ・KY（危険予知）ミーティング等により、事前に下請業者を含めた全作業員に、情報の伝達体制、退避方法の周知徹底等、安全計画に関する事項

(連絡体制の整備)

第9条 受注者は、以下の場合には監督員に連絡を行うこと。

- ・当日の作業等を中止する場合
- ・作業等の開始後、作業等を中断する場合
- ・作業等の中断後、作業等を再開する場合

(その他)

第10条 安全管理計画の各項目の詳細事項の作成に当っては、局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策検討委員会が作成した手引きを参考にすること。

第11条 その他本仕様書に記載なき事項については、監督員と受注者とで協議するものとする。

暴力団等の排除について

1 入札参加除外者を下請負人等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は堺市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者を、下請負人等（再委任以降のすべての受任者、一次及び二次下請以降すべての下請負人並びに資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該下請負人等との下請契約等の解除を求めることができる。

2 下請契約等の締結について

受注者は、下請負人等との下請契約等の締結に当たっては、建設工事標準下請負契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約書に、本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を本市に提出しなければならない。
また、受注者は、下請負人等がいる場合には、これらの者から暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。
ただし、本市が必要でないと判断した場合は、この限りではない。
- (2) 本市は、受注者及び下請負人等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うことができる。

4 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該下請負人等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は下請負人等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。